

令和8年度 小学生の放課後の居場所 目黒区学童保育クラブ利用案内

目次

◆ 小学生の放課後の居場所一覧（ランランひろば・児童館・学童保育クラブ）	
◆ I.小学生の放課後の居場所の紹介	1~4
◆ II.学童保育クラブとは	5~7
◆ III.学童保育クラブ利用手続き	8~11
◆ IV.目黒区学童保育クラブ利用基準（利用基準指数）	12~14
◆ V.学童保育クラブ一覧・児童館、学童保育クラブマップ	15~18
◆ VI.延長保育	19
◆ VII.負担軽減、減額又は免除	20
◆ VIII.よくある質問	21~24
◆ 卷末	

巻末

※取り外して申請にご利用いただけます。

- 記載例（学童保育事業利用申請書・利用基準調査票）
- 学童保育事業利用申請書（両面）
- 利用基準調査票（両面）
- 提出書類確認票、同意書（両面）
- 勤務（採用予定）証明書
- 直近4週間の実績表
- 延長保育時間利用申請
- 児童の健康状態申出書
- 申出書

} 該当者のみ提出



※学童利用に関わる書類は目黒区公式ウェブサイトでダウンロードできます。ページID：9572

※目黒区公式ウェブサイト内検索用ページID

各項目に記載されたIDを入力することにより、詳細ページを検索することができます。

検索枠に探したいページID番号を入力し、「検索（虫眼鏡マーク）」をクリックしてください。



目黒区子ども若者部放課後子ども対策課児童館係
〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15
問い合わせ先：03-5722-9861
(令和7年10月31日発行)

小学生の放課後の居場所一覧 (ランランひろば・児童館・学童保育クラブ)

各学校区域内にある児童館を記載していますが、記載以外の児童館も利用できます。

	小学校	ランランひろば	学校区域内の児童館 (一般・ランドセル来館)	学童保育クラブ
1	駒場小学校	駒場小ランランひろば 03-3467-2810	駒場児童館 03-3460-0453	①駒場小学校内学童保育クラブ ②愛隣会学童保育クラブ
2	東山小学校	東山小ランランひろば 03-3713-6630	東山児童館 03-3791-4613	①東山小学校内学童保育クラブ ②東山児童館学童保育クラブ ③東山児童館第二学童保育クラブ ④東山児童館第三学童保育クラブ
3	菅刈小学校	菅刈小ランランひろば 03-3780-7822	近くの児童館（東山児童館） 03-3791-4613	①菅刈小学校内学童保育クラブ ②菅刈学童保育クラブ
4	烏森小学校	烏森小ランランひろば 03-5722-1510	烏森住区センター児童館 03-3719-0903	①烏森住区センター児童館学童保育クラブ ②烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ
5	中目黒小学校	中目黒小ランランひろば 03-3760-1228	中目黒住区センター児童館 ※4 03-5722-8300	①中目黒小学校内学童保育クラブ ②中目黒住区センター児童館学童保育クラブ※4 ③祐天寺学童保育クラブ※2
6	不動小学校	不動小ランランひろば 03-5722-0515	不動児童館 03-3714-4144 こどもの森児童館 03-6303-1200	①不動児童館学童保育クラブ ②こどもの森学童保育クラブ※1
7	下目黒小学校	下目黒小ランランひろば 03-3491-1055	目黒区民センター児童館 03-3711-1839	①下目黒小学校内学童保育クラブ ②目黒区民センター児童館学童保育クラブ
8	田道小学校	田道小ランランひろば 03-3760-3210	近くの児童館（目黒区民センター児童館） 03-3711-1839	①田道小学校内学童保育クラブ ②三田学童保育クラブ
9	油面小学校	油面小ランランひろば 03-3710-0055	油面住区センター児童館 03-3713-1809	①油面小学校内学童保育クラブ ②油面住区センター児童館学童保育クラブ ③祐天寺学童保育クラブ※2
10	上目黒小学校	上目黒小ランランひろば 03-3719-5055	上目黒住区センター児童館 03-3793-1103	①上目黒小学校内学童保育クラブ ②上目黒住区センター児童館学童保育クラブ ③祐天寺学童保育クラブ※2
11	五本木小学校	五本木小ランランひろば 03-3760-0300	五本木住区センター児童館 03-3792-9130	①五本木小学校内学童保育クラブ ②五本木住区センター児童館学童保育クラブ ③そらのした学童保育クラブ※1
12	鷹番小学校	鷹番小ランランひろば 03-3711-2720	中央町児童館 03-3714-6300	①鷹番小学校内学童保育クラブ ②鷹番学童保育クラブ ③中央町児童館学童保育クラブ
13	月光原小学校	月光原小ランランひろば 03-3712-9007	近くの児童館（こどもの森児童館） 03-6303-1200	①月光原小学校内学童保育クラブ ②目黒本町学童保育クラブ
14	向原小学校	向原小ランランひろば 03-3711-7741	向原住区センター児童館 03-3794-5841	①向原小学校内学童保育クラブ ②向原住区センター児童館学童保育クラブ
15	原町小学校	原町小ランランひろば 03-3713-5801	原町住区センター児童館 03-3724-8088	①原町小学校内学童保育クラブ ②原町住区センター児童館学童保育クラブ
16	碑小学校	碑小ランランひろば 03-3710-2600	碑住区センター児童館 03-3711-6791	①碑小学校内学童保育クラブ ②碑住区センター児童館学童保育クラブ
17	大岡山小学校	大岡山小ランランひろば 03-3724-9130	平町児童館 03-3723-3750	①南学童保育クラブ ②平町児童館学童保育クラブ ③大岡山学童保育クラブ
18	中根小学校	中根小ランランひろば 03-3723-8555	近くの児童館（緑が丘児童館） 03-3718-1182	中根小学校内学童保育クラブ
19	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘小ランランひろば ※3	緑が丘児童館 03-3718-1182	緑が丘児童館学童保育クラブ
20	八雲小学校	八雲小ランランひろば 03-3718-2025	八雲住区センター児童館 03-3718-0841	①八雲小学校内学童保育クラブ ②八雲住区センター児童館学童保育クラブ
21	宮前小学校	宮前小ランランひろば 03-3724-9110	近くの児童館（八雲住区センター児童館） 03-3718-0841	宮前小学校内学童保育クラブ
22	東根小学校	東根小ランランひろば 03-5486-8333	東根住区センター児童館 03-3487-8510	①東が丘学童保育クラブ ②東根学童保育クラブ ③東根住区センター学童保育クラブ

※1 そらのした学童保育クラブ、こどもの森学童保育クラブ、祐天寺学童保育区クラブ（優先あり）は、対象学区域はありません。

※2 祐天寺学童保育クラブの優先学区域は中目黒小学校、油面小学校、上目黒小学校です。

※3 緑ヶ丘小ランランひろばは放課後子ども対策課放課後子ども事業係03-5722-6830へお問い合わせください。

※4 中目黒住区センター児童館 R8.4.1から実施場所「中目黒スクエア」中目黒2-10-13 連絡先03-5722-8300

R8.3.31まで（一般来館）休止。（ランドセル来館）実施場所「めぐろ学校サポートセンター」中目黒3-6-10

連絡先080-6658-6775



目黒区では、小学生の放課後の居場所として「地域の居場所」や「小学校内の居場所」をご用意しています。お子さまと相談しながら、ご家庭の状況に合った放課後の居場所を見つけてください。

ランランひろば

専任の運営職員の見守りの中で、小学校の校庭や体育館、特別活動教室等で、自主遊び（校庭遊びやボーダゲーム、工作活動等）や自主学習（宿題や読書等）を行うことができます。

児童館（一般利用・ランドセル来館）

遊びや体験活動を通しての仲間づくり、異年齢・世代間交流の場として、また乳幼児と保護者などの子育てセンターとしても利用されています。

【一般来館】下校後、自宅に帰宅してからの利用です。利用時に児童票を提出してください。（事前登録不要）

児童票は目黒区公式ウェブサイトサイトからダウンロード可能です。（ページID：3954）

【ランドセル来館】下校後、自宅に帰宅せず直接児童館に来館できます。（事前登録必要）

学童保育クラブ

区内在住又は在学の小学校1年から6年生までの児童を対象に、放課後など児童が家に帰っても、保護者等の就労・看護・就学等によって保育することができない保護者等に代わって保育する施設です。

	ランランひろば	児童館	学童保育クラブ
問合せ	各ランランひろば	各児童館	児童館係 03-5722-9861
サイト	ページID：3848	ページID：3954	ページID：3923
手続き	必要 申請フォームから登録 ※新1年生は、11月4日から登録可能	一般：利用時に児童票 ランドセル来館：必要	必要 必要書類を揃えて申請
対象	「当該小学校に在校」又は 「当該小学校区域に在住」の小6まで	18歳まで ※学童とランドセル来館は併用不可	区内在住又は区内小学校在学の 小1から小6
期間	登録時～在校期間中	令和8年4月1日～令和9年3月31日（単年度）	
日時	月～金 下校～18:00 学校休業日 8:30～18:00 ※土日祝、年末年始除く	月～金 9:00～18:00 土日 9:00～17:00 ※日(第1、第3または第2、第4)、祝(5/5を除く)、年末年始除く ※令和8年4月より、日曜日は施設により、第1・3または第2・4のいずれかに分散して休館となります。	登校日（月～金）下校～18:15 (土) 下校～18:00 学校休業日 (月～金) 8:15～18:15 (土) 8:30～18:00 ※日祝、年末年始除く ※別途延長あり。 ▶「VI延長保育」（19項）参照
保育料	無料 保険料500円/年（任意）	無料	有料 8,000円/月
定員	なし	なし	あり ※定員を超えた場合は待機になります

ランランひろば

小学校の校庭や体育館、特別教室等を活用し、放課後や夏休みなどに専任の運営職員の見守りの中で、自主遊び（校庭遊びやボードゲーム、工作活動等）や自主学習（学習や読書等）を行うことのできる安全・安心な居場所を提供する事業です。長期休暇中は、お弁当を持参、または昼食支援サービスでお弁当を注文していただければ、昼食場所を提供します。

◆ 登録

利用開始日までに申請フォームから登録してください。一度登録すれば、毎年度の登録は必要ありません。
(令和8年度新1年生は令和7年11月4日から登録できます。)

◆ 対象

実施小学校の在校児童及び実施小学校区に在住の児童・幼児

※実施小学校区にお住まいであれば、私立小学校や国立小学校等に在学の児童もご利用いただけます。

◆ 利用日時

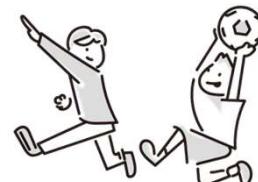
学校登校日 授業終了から午後6時

学校休業日 午前8時30分から午後6時（正午から午後1時は昼食時間）

※学校行事や台風など天候により学校施設が利用できない場合は、中止となります。

◆ その他

- 保護者連絡システム（安心でんしょばと）の利用が可能です。
- 任意加入保険あり（年額500円）
- 毎月、ランランひろばごとに「ランランひろば便り」を発行しています。
- 新1年生は、4月1日から入学式の日までは、保護者の送迎が必要です。



	問合せ先
駒場小ランランひろば	03-3467-2810
東山小ランランひろば	03-3713-6630
菅刈小ランランひろば	03-3780-7822
烏森小ランランひろば	03-5722-1510
中目黒小ランランひろば	03-3760-1228
不動小ランランひろば	03-5722-0515
下目黒小ランランひろば	03-3419-1055
田道小ランランひろば	03-3760-3210
油面小ランランひろば	03-3710-0055
上目黒小ランランひろば	03-3719-5055
五本木小ランランひろば	03-3760-0300
鷹番小ランランひろば	03-3711-2720
月光原小ランランひろば	03-3712-9007
向原小ランランひろば	03-3711-7741
原町小ランランひろば	03-3713-5801
碑小ランランひろば	03-3710-2600
大岡山小ランランひろば	03-3724-9130
中根小ランランひろば	03-5723-8555
緑ヶ丘小ランランひろば	※
八雲小ランランひろば	03-3718-2025
宮前小ランランひろば	03-3724-9110
東根小ランランひろば	03-5486-8333

※緑ヶ丘小ランランひろばはR8.4.1から開設予定。

放課後子ども対策課放課後子ども事業係03-5722-6830へお問い合わせください。

児童館 ランドセル来館

目黒区では小学生が下校後自宅に帰宅せず、ランドセルを背負ったまま児童館に遊びに来ることができる「ランドセル来館」を行っています。（それ以外の利用は「一般来館」となります。）

児童館によって利用条件や対応方法などが異なりますので、詳しくは利用を希望する児童館へ直接お問合せください。

◆ 登録

年度ごとに登録が必要です。「ランドセル来館」を希望する児童館で登録してください。

◆ 対象

区内在住または在学の小学校1年生から6年生

◆ 利用日時

小学校登校日の放課後から児童館閉館時間までです。学校休業の土日は「一般来館」によりご利用ください。

平日 午前9時から午後6時まで

土日 午前9時から午後5時まで（以下一覧の★の児童館は午後6時まで）

◆ 利用要件

子どもを家庭で保育できない事情がある場合や、時間や距離などの事情で小学校から一旦帰宅した後では、児童館へ行くことが困難な場合などです。また、**学童保育クラブとランドセル来館の併用はできません。**

◆ 利用時のルール（全館共通）

- 利用できるのは児童館の館内のみです。
- 児童館にランドセルを置いたまま、友達の家や塾などに行くことはできません。
- 閉館時間前に児童館から外出した場合は、当日の利用を終了したものとします。

児童館名	所在地	電話番号（問合せ先）
駒場児童館	駒場2丁目7番5号	03-3460-0453
★東山児童館	東山3丁目24番2号	03-3791-4613
烏森住区センター児童館	上目黒3丁目44番2号	03-3719-0903
中目黒住区センター児童館※1	中目黒2丁目10番13号	03-5722-8300
目黒区民センター児童館	目黒2丁目4番36号	03-3711-1839
★不動児童館	下目黒5丁目18番4号	03-3714-4144
油面住区センター児童館	中町1丁目6番23号	03-3713-1809
上目黒住区センター児童館	祐天寺2丁目6番6号	03-3793-1103
五本木住区センター児童館	中央町2丁目17番2号	03-3792-9130
★中央町児童館	中央町2丁目32番5号	03-3714-6300
★子どもの森児童館	目黒本町1丁目16番17号	03-6303-1200
向原住区センター児童館	目黒本町5丁目22番11号	03-3794-5841
原町住区センター児童館	南1丁目8番9号	03-3724-8088
★平町児童館	平町1丁目5番3号	03-3723-3750
★緑が丘児童館※2	緑が丘2丁目7番20号	03-3718-1182
八雲住区センター児童館	八雲1丁目10番5号	03-3718-0841
★碑住区センター児童館	碑文谷2丁目16番6号	03-3711-6791
★東根住区センター児童館	東が丘1丁目7番14号	03-3487-8510

※1 R8.3.31まで（一般来館）休止。

（ランドセル来館）連絡先080-6658-6775 実施場所「めぐろ学校サポートセンター」中目黒3-6-10

※2 緑が丘児童館はR8.4.1から運営委託により土・日午後6時までになります。

学童保育クラブ

学童保育クラブの一日(例)

学校休業日

※長期休暇中は、お弁当を持参、または昼食支援サービスでお弁当を注文できます。

8:15～	9:30～	12:00～	13:00～	16:00～	18:15
開所	朝の会/学習/自由遊び	昼食	自由遊び	おやつ/当番活動/集団遊び	帰宅指導

学校の授業がある日

9:45	13:30頃～	16:00～	18:15
開所	下校/学習/自由遊び	おやつ/当番活動/集団遊び	帰宅指導

学童保育クラブの一日は『ただいま～！』で始まります。



宿題のある子には声掛けをします
(学童によってはおやつ後の場合があります。)



体を動かす遊びや静かな遊びなど
思い思いに楽しめます



みんなでそろって班ごとに
おやつを食べます



行事や活動の話し合いや当番活動をしています



帰りは同じ方向の子どもたちと一緒に帰ります

学童保育クラブの年間行事(例)

4月 4/1 保育開始

5月～6月 親子交流会…学童保育クラブの子どもたちと保護者が交流を深める行事です。

学校夏休み期間 遠足や手作りお昼などを行います。

10月～12月 おまつり…学童保育クラブや地域のお祭りに参加します。

3月 進級をお祝いする会…みんなで進級のお祝いをします。

お別れ遠足…春休み期間に、遠足に出かけます。

通年の取り組み 誕生会／保護者会／個人面談など

学童保育クラブとは

区内在住又は在学の小学生（1年生～6年生）を対象に、保護者等の就労・病気・看護・就学等により、放課後など昼間家庭において保育することができない保護者等に代わって保育する施設です。子どもたちを安全に保育するだけでなく、集団の中で遊び、学び、生活習慣を身につけられるよう保育を行っています。

対象・利用期間・保育日時

◆ 対象

保護者及び児童の利用要件を満たしている、区内在住又は在学の小学生（1年生～6年生）

◆ 利用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間（単年度利用）

◆ 保育時間

保育日		延長保育時間※	保育時間	延長保育時間※
学校登校日	平日		下校時～18：15	18：15～19：00
	土曜日		下校時～18：00	18：00～19：00
学校休業日	平日	8：00～8：15	8：15～18：15	18：15～19：00
	土曜日	8：00～8：30	8：30～18：00	18：00～19：00

- 学童休業日…日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- 延長保育の申請 ▶ 「VI. 延長保育」（19頁）参照 ※延長保育のみの利用はできません。

学童保育料・納付方法

◆ 保育料（おやつ代含む）

区分	保育料	延長保育料	要件
通常	8,000円	1,000円	負担軽減、減額又は免除に該当しない全ての方
負担軽減	4,000円	500円	・子どもが2人以上学童保育クラブに在籍している場合の2人目以降の児童 ・弟や妹が保育所等に在籍している場合
			・就学援助受給世帯 ・区市町村民税所得割税額が1万円以下の世帯
免除	0円	0円	・生活保護受給世帯 ・区市町村民税非課税世帯 ・区市町村民税均等割のみの課税世帯 ・扶養内の子どもが3人以上いる世帯で、学童利用児童が第3子以降の児童

- 保育料は利用承認通知書に記載しております。お手元に届きましたら内容をご確認ください。
- そらのした学童保育クラブは、一日保育の場合、別途ランチ代がかかります。
- 月の途中で入退所した場合も日割計算は行いません。
- 減額免除の申請（単年ごとに申請してください）▶「VII. 負担軽減、減額又は免除」（20頁参照）

◆ 納付方法

口座振替での支払いとなります。

口座振替手続き	新規利用児童	期限内にオンラインで手続きを行ってください。お子様ごとに手続きが必要です。お手続きには、お送りする「利用承認通知書」又は「納入通知書」記載の宛名コードが必要です。オンライン口座振替サービスのご案内…ページID:18689
	昨年利用児童	手続きが省略可能です。昨年度利用した口座より引落しをいたします。
納付期限	毎月末日（利用月分を同月末日に引落し） (月末日が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日が引落日になります。)	
保育料の滞納	口座より引落しが出来なかった場合、督促状兼納入済通知書にて支払いをお願いします。 ※正当な理由なく保育料を2か月以上滞納した場合は、年度途中でも退所となります。	

要 件

次の要件（保護者等の状況、児童の状況）をすべて満たしている場合に申請することができます。申請後及び利用期間であっても要件を満たさない状況が発生した場合は退所となります。

■ 保護者等の状況 ※「保護者等」とは、父母又はそれに代わる方（現に児童を監護している方）です。

□ 保護者等が就労等で、日曜日を除き「週3日以上」、又は「4週で12日以上」学童保育クラブの開設時間内において保育を必要とすること ※学校登校日においては午後3時から6時15分

□ 正当な理由がなく「学童保育料」を2か月以上滞納していないこと

- ・申請時、学童保育クラブに在籍し2か月以上滞納がある場合は、次年度の申請が承認されないことがあります。
- ・利用承認された場合でも2か月以上滞納した場合は、退所となります。

保護者等の要件	内 容 ※提出書類は9~10頁を参照。
就 労	就労時間（残業時間・通勤時間を除いて1日4時間以上）を常態とする場合
就 学	就学又は技能訓練（学校教育法に定める学校、職業訓練施設におけるものに限る）の場合
疾 病	入院の場合、居宅内で常時病臥の場合、又は居宅内で精神性又は感染性疾患による療養の場合
心身障害	心身に障害があり、保育が困難な場合
看護・介護付添	入院により付き添いを要する場合、又は自宅で常時看護または介護を要する場合
採用内定者	4月末日までに就職採用が内定している場合に限ります。 ＊申請時に採用予定証明書を提出の場合、就労後に改めて勤務証明書の提出が必要です。
その他 出 産 (短 期)	・出産の場合は「短期利用」となります。▶「学童保育クラブを利用するにあたって>短期」(8頁)参照 ＊原則として短期利用の場合は妊娠中及び出産を通じて14週間とし、そのうち出産後は8週以内。 ＊多胎の時は、妊娠中及び出産後を通じて22週間としそのうち出産後は8週以内。
災害等	災害等による家屋の損傷や復旧のため児童を家庭で保育することができない場合

◆ 求職中について

利用要件がない為、申請できません。ただし、学童保育クラブ在籍中に現在の就労先を退職した場合は、「求職中」(年度内の2か月を限度)として学童保育クラブの利用を継続できます。「変更届」を在籍の学童保育クラブへ提出してください。なお、2か月を過ぎても「求職中」の場合は、利用要件がなくなるため、退所となります。就労内定又は就労後に改めて申請してください。

◆ 復職、採用予定、育児休業等について

保護者の状況	
4月末までに復職、採用予定	復職日が明記された「勤務証明書」又は「復職証明書」を提出してください。
5月1日付け育休からの復職	復職日が明記された「勤務証明書」を提出してください。 (4月1日から利用可能になります。)
5月2日以降に育休が終了し復職	復職日の2週間前から申請することができます。(復職日から利用可能になります。)
4月以降に出産（産休）	短期利用です。（利用の2週間前から申請可能） ▶「学童保育クラブを利用するにあたって>短期」(7頁) 参照
利用期間中に育児休業となった	利用要件がない為、育児休業開始日から退所となります

■ 児童の状況

□ 目黒区在住又は在学の小学校1年生から6年生の児童

※目黒区外に住んでいて、区内の小学校に通学している児童の場合、『目黒区内在住の児童』の需要を満たした後、希望する学童保育クラブの利用児童数が受け入れ人数の上限に達していない場合に限り、選考の対象となります。

□ 学童保育クラブを利用する日が「週3日以上」、又は「4週で12日以上」であること

例) 保護者の勤務が月・水・金の週3日で、児童の習い事が金曜日にあり、学童保育クラブを休む場合、利用する日を週2日とみなし、利用要件を満たしていないことになります。

※学童保育クラブ利用承認後でも、出席日数が週2日以下又は、4週で11日以下が2か月連続もしくは年間累計3か月となった場合は、学童保育クラブの要件がなくなったとみなし退所となります。

児童の状況(障害のある児童)

6頁記載の利用要件の他に次の要件を満たすことが必要になります。

◆ 利用要件

- ・学童保育クラブでの集団生活を過ごすことができる児童であること。
- ・本人が自力で通所、又は保護者の責任において介助者等による通所ができること。

◆ 申請の際の必要書類

学童保育事業利用申請書の裏面「児童の健康状態」の欄及び巻末の「児童の健康状態申出書」をご提出ください。

◆ 「放課後等デイサービス」等と学童保育クラブの併用利用

障害等のある児童が生活能力向上のため、療育等を継続的に受けられるよう配慮し、併用利用する場合は、「週2日以上、4週8日以上」とします。その際は、「受給者証（写し）」を提出してください。

◆ 「障害のある児童」の調整指数 ※調整指数▶「IV・2調整指数（2）」（13頁）参照

- ・通学区域の調整指数は、教育委員会が定める特別支援学級の通学区域に該当する小学校に通学する場合、減点されません。
- ・障害のある児童の調整指数は、「特別支援学校又は学級（固定学級）に在籍している若しくは、身体障害者手帳又は愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方」が対象です。

※児童が安全に楽しく過ごせるよう、事前に職員が現在通園（通学）している施設へ保育（授業）参観に伺い、日頃の活動状況を見学し、保育・育成支援等の参考とさせていただきます。ご理解、ご協力をお願いします。詳しくは、放課後子ども対策課児童館係へ直接お問合せください。

学童保育クラブ利用にあたって

項目	内 容
通 所	<ul style="list-style-type: none">・学童保育クラブへの通所に職員の付き添いはありません。（保護者のお迎えは可能です。）・夕方の延長保育による児童の帰宅の際は、必ず保護者(中学生以上)等のお迎えが必要です。・学童保育クラブから家庭へ帰宅する際は、同じ方向の児童でまとまって帰宅するよう指導していますが、曜日や時間帯によって、一人で帰宅となる場合もあります。・早帰りの送り出し時間設定は、15分単位としています。・そらのした学童保育クラブは、お迎えが必要です。一日保育時は通所も付き添いが必要になります。
利用中の ケガ	学童保育クラブ利用中のケガ等は、健康保険証と子ども医療証を提示して医療機関を受診してください。
アレルギー 対応	アレルギーの対応が必要な児童で与薬が必要な場合、学童保育クラブに改めて提出していただく書類があります。
利用中の 中抜け等	<ul style="list-style-type: none">・ランランひろばの利用や児童館、習い事に寄ってからの登所はできません。・学童保育クラブ利用中に一旦外出して、もう一度戻ることはできません。
休 所	<ul style="list-style-type: none">・利用日数に関わらず、在籍している場合は、月額の保育料がかかります。・お子様が入院された場合や一時的に海外に行く場合など、やむを得ずお子様が学童保育クラブに来られない場合は、放課後子ども対策課児童館係にご相談ください。
変更届	住所、勤務先、家族構成等の変更は、「変更届」を在籍する学童保育クラブへ提出してください。
辞退届	<ul style="list-style-type: none">・学童保育クラブを退所する場合は、「辞退届」を在籍の学童保育クラブ又は児童館係へ提出してください。・辞退届が提出されない限り在籍となり、月額の保育料がかかります。・学童保育クラブを辞める月の前月までに提出してください。
延長申請	▶「VI.延長保育」（19頁）参照
その他	学童保育クラブによっては、別途提出していただく書類等があります。
短 期	学童保育クラブでは、通年利用のほか、短期利用として利用要件を満たし、かつ利用期間が2週間以上ある方を対象に受入れを行っています。利用を希望する学童保育クラブに空きが生じている場合、受入れを行います。

III

学童保育クラブ利用手続き

学童保育クラブの利用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間（単年度）です。現在、学童保育クラブを利用している児童も、年度毎に申請が必要です。

利用申請配布物、時期

内 容	
配布物	本書「令和8年度小学生の放課後の居場所 目黒区学童保育クラブ利用案内」 申請書類は目黒区公式ウェブサイトの検索ID:9572から取得できます。本書の巻末の様式も利用できます。 申請の際は取り外してご利用ください。
配布時期	令和7年10月31日(金)から
場 所	・放課後子ども対策課児童館係の窓口（総合庁舎2階、月～金曜日） ・各児童館及び学童保育クラブ（日曜日・祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く。）

利用申請受付

	新規申請の児童	申請時に学童保育クラブ在籍中の児童 申請時期(一次～三次)
申請方法	①電子申請(一次～三次) ▶「電子申請」(9頁)参照 ②持参・郵送：総合庁舎本館2階放課後子ども対策課 児童館係(目黒区上目黒2-19-15)	持参：在籍している学童保育クラブ
受付時間	①電子申請：隨時 ②持参・郵送：午前8時30分～午後5時まで 月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)	午前10時～午後6時まで 月曜日～土曜日(日・祝日・年末年始を除く)
備考	現在学童保育クラブに在籍している児童のきょうだいも 新規利用の場合は、児童館係に提出してください。	・現年度と違う学童保育クラブを希望する場合でも、現 在利用している学童保育クラブに申請してください。 ・正当な理由なく保育料を2か月以上滞納した場合は、 年度途中でも退所となります。また、次年度の申請審 査に影響します。
申請受付時期	一斉・随时申請受付時期	審査結果(書面)
一斉	一次 令和7年11月4日(火)～令和7年12月5日(金) 二次 令和7年12月8日(月)～令和8年1月30日(金) 三次 令和8年2月2日(月)～令和8年2月27日(金) ※同じ申請期間内であれば、日付による優先はありません	2月末発送予定 3月上旬発送予定 3月中旬発送予定
	令和8年3月2日(月)以降	3月下旬以降発送予定
利用開始日が令和8年4月1日以降は、「利用希望日の2週間前」からの受付		随時
※申請数によっては、一次申請をした場合でもご希望の学童へ入所できず、待機になる場合があります。		
審査結果	<p>審査結果通知は保護者あて発送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">入所の場合「学童保育事業利用承認通知」待機の場合「利用調整結果」 <p>※私立学童保育クラブを利用する方(こどもの森、そらのした、祐天寺)は、「審査結果通知」及び「保育料支払い案内」が私立学童保育クラブから発送されます。</p> <p>▶審査詳細「利用の審査・決定・通知(一次～三次)」(11頁)参照</p>	

審査結果受理後に学童利用申請を取りやめる場合

◆ 「学童保育事業利用承認通知書」を受理した方

放課後子ども対策課児童館係へ必要書類を提出してください。

4月1日入所前に取りやめる場合 ⇒ 「学童保育事業利用承認通知書」「辞退届」を提出

4月1日入所以降に取りやめる場合 ⇒ 「辞退届」を提出

※辞退届は目黒区公式ウェブサイトからダウンロードできます。ページID: 6047

◆ 「利用調整結果について」を受理した方 ⇒ 放課後子ども対策課児童館係までご連絡ください。

電子申請（新規利用の方のみ可能）

新規利用の児童に限り、スマートフォン・PCから申請できます。申請の際は、9~10頁「申請に必要な書類」の情報を入力・データを添付していただきます。

◆ 対象

新規利用の児童（＝申請時点で目黒区の学童に在籍していない児童）



学童保育クラブ
利用申請二次元コード

◆ 申請期間

一斉申請受付時期(一次～三次) ► 「申請受付時期」（8頁）参照

◆ 受付時間

随时

◆ その他

- 不備があった場合は、申請後3日以内を目安に登録したメールアドレスに補正依頼メールを送信します。
届いたURLから修正してください。
- 入力内容及び添付資料に不備不足なくそろった時点を申請日とし審査いたします。

申請に必要な書類

本書「令和8年度小学生の放課後の居場所目黒区学童保育クラブ利用案内」の巻末に申請書類を綴じこんでいます。申請の際は取り外してご利用ください。なお、提出書類の申請内容は**利用開始日(令和8年4月1日時点)**の内容をご記入ください。※申請書類は、目黒区公式ウェブサイトからダウンロード可能です。

電子申請では添付省略可能

①学童保育事業利用申請書
(家庭状況書)

②利用基準調査票

③提出書類確認票同意書



④添付書類

※巻末に綴じこんでいます。

必要書類

- 就労等の状況を把握するため、必要に応じて次頁の添付書類のほかに提出していただく場合があります。
- 巻末に勤務証明書（2部）、「直近4週間の実績表」（1部）、申出書（1部）を綴じ込んであります。足りない場合は、コピーしてご使用ください。
- きょうだいで申請する場合、勤務証明書等の添付書類は原本1部とし、2人目以降の児童は、コピーの提出が可能です。申請後に利用要件を満たさないことがわかった場合は、利用承認が取消となります。

添付書類

保護者の状況		④添付書類 (●必須 △該当者のみ)	備 考
1 就労	会社員・公務員など 雇用契約をしている場合	●勤務証明書 ※1 △直近4週間の 勤務実績表 ※2	雇用者による証明 不規則勤務・ローテーション、フレックスタイム勤務者等
	自営の場合 • 親族経営の事業所と雇用 契約をしている • 会社経営や個人事業主 (協力者含む) ※第三者から就労の証明 がとれない場合を含む	●勤務証明書 ※1 △直近4週間の 勤務実績表 ※2 ●直近の「確定申告書」 又は 「源泉徴収票」の写し ※申請時に在籍の方も提出が 必要	(事業主) 自書してください。 (協力者) 事業主による証明 ・不規則勤務・ローテーション、フレックスタイム勤務等 ・協力者で確定申告書・源泉徴収票がない場合 確定申告等が提出できない場合 ●営業の事実が確認できる書類 開業届・営業許可証等の証明書：いずれか1部 (証明書類が提出できない場合：ウェブサイトの写し・チラシ・パンフレット等いずれか2種類)
	2 就学または技能訓練中	●申出書 ※3 ●在学証明書など ●時間割表	就学、技能訓練中により保育を必要とする状況を記載する。 在学期間の記載のあるもの (氏名・在学期間の記載された学生証の写しなどで代替能) 授業のカリキュラム表など
	3 疾病 入院	●申出書 ※3 ●診断書	入院により保育を必要とする状況を記載する。 入院期間の記載のあるもの
4 障害	居宅内療養	●申出書 ※3	疾病により保育を必要とする状況を記載する。
		●診断書	疾病により保育を必要とする旨の記載及び療養期間の記載の あるもの
5 看護・介護・付き添い		●申出書 ※3	障害により保育を必要とする状況を記載する。
		●障害者手帳の写し	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳(期間 の記載のあるもの)等
6 採用内定者	出産(短期利用)	●申出書 ※3	看護により保育を必要とする状況を記載する。
		●採用予定証明書	看護・介護対象者の診断書など (介護保険認定書等看護期間の記載があり病状等が分かるもの)
7 その他	出産(短期利用)	●申出書 ※3	保育を必要とする状況を記載する。
		●母子手帳の写し	母の氏名および、分娩予定日の記載のあるもの
	その他	●申出書 ※3 △公的機関等による証明	保育を必要とする状況を記載する。 保育を必要とする状況が確認できるもの
児童の状況		添付書類	備 考
障害のある児童		●児童の健康状態申出書 △障害者手帳の写し	心身に特別な配慮を必要とする場合に提出する。 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳(期間 の記載のあるもの)等
		医療的ケアが必要なお子様については、別途必要書類がございます。放課後子ども対策 課児童館係にご相談ください。	

※1 勤務証明書（発行から3ヶ月以内有効）

原則として目黒区学童保育クラブの申請様式を使用してください。申請様式の記載内容（勤務曜日・時間・通勤時間）を満たしていれば、その他の様式（勤務先の様式、保育園申請用のコピー等）でも申請は可能です。ただし、追加の確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

※2 直近4週間の勤務実績表等について

- 雇用主により作成されたシフト表、ローテーション表等を提出してください。
- 雇用主がシフト表、ローテーション表等を作成していない場合は、巻末の「直近4週間の実績表」に勤務状況をご記入の上、提出してください。

※3 申出書

- 保護者の状況のうち、就労以外の状況により申請する場合は、保育を必要とする状況について申出書に具体的に記入の上、提出してください。
例）「〇〇により保育ができない為、保育を必要とする」等記載。
- その他申し出る事項がある場合に、内容を具体的にご記入ください。

利用の審査・決定・通知（一次～三次）

申請数が学童保育クラブ受入人数を上回った場合、利用基準指数（＝基準指数+調整指標）を基に審査します。

▶ 「IV.目黒区学童保育クラブ利用基準(利用基準指標)」(12~14頁)参照

申請から各通知までの流れ



第1希望の学童保育クラブに入れなかった場合は、「学童保育事業利用申請書」の【利用を希望する学童保育クラブ】欄の記載に沿って調整します。調整の結果、第2希望の学童保育クラブ利用が承認された場合は、第1希望の待機はできません。

◆ 通知書類

利用決定通知書…「学童保育事業利用承認通知書」を自宅へ郵送します。
待機通知……………「利用調整結果について」を自宅へ郵送します。

◆ 待機

- 第2希望も利用できない場合は、第1希望の待機となります。
- 学童保育クラブに空きが生じた場合、待機順に放課後子ども対策課児童館係から連絡いたします。

審査を行う順番

一次申請（11/4～12/5）※「障害のある児童」（7頁参照）に該当する

第一希望の審査・決定

1年生～3年生

障害のある児童*

第二希望の審査・決定

1年生～3年生

障害のある児童*

4年生～6年

二次申請（12/8～1/30）・三次申請（2/2～2/27）

空きがある学童保育クラブに対し、1年生～6年生の審査・決定を行います。

目黒区学童保育クラブ利用基準（利用基準指数）

申請数が学童保育クラブの受入人数を上回った場合、利用基準指数（＝基準指数+調整指数）の高い方から利用決定します。

基準指数（保護者等の状況） ※「保護者等」とは、父母又はそれに代わる方（現に児童を監護している方）です。

保護者等のポイントが異なった場合は、指数の低い方のポイントを適用します。

例：基準指数が父親10ポイント、母親8ポイントの場合、8ポイントを適用します。

保護者等の状況		勤務日数 (日曜日を除く)	片道の通勤時間を含む勤務終了時間 ※勤務時間が1日4時間未満は、就労要件に該当しません。	基準指標		
就労	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会社員や公務員など雇用契約をしている ◆ 自営(個人事業主) <ul style="list-style-type: none"> ・親族経営の事業所と雇用契約をしている場合 ・会社経営・自営業の場合(事業主や第三者から就労の証明がとれない場合を含む) 	週5日以上	午後5時以降	10		
			午後4時から午後5時前	9		
			午後3時から午後4時前	8		
		週4日	午後5時以降	9		
			午後4時から午後5時前	8		
			午後3時から午後4時前	7		
		週3日	午後5時以降	8		
			午後4時から午後5時前	7		
			午後3時から午後4時前	6		
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協力者（給与が発生していない方） <ul style="list-style-type: none"> 協力者…自営業等で事業中心者の補助的作業に従事し、給与が発生していない方。 	週5日以上	午後5時以降	9		
			午後4時から午後5時前	8		
			午後3時から午後4時前	7		
		週4日	午後5時以降	8		
			午後4時から午後5時前	7		
			午後3時から午後4時前	6		
		週3日	午後5時以降	7		
			午後4時から午後5時前	6		
			午後3時から午後4時前	5		
就学又は技能訓練中	就労のための技能取得等 (就労のための就学等を指します。在学証明書・カリキュラム等の提出が必要です。)			就労に準ずる		
疾病	入院（入院期間中） (現在入院中か、医師の指示により1か月以上の入院が決定している場合です。その他、緊急を要する場合は、ご相談ください。)			10		
	居宅内療養	常時病臥（自宅安静等を含む）、精神性疾患又は感染症		9		
		通院※		6		
障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度			10		
	身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳3級、愛の手帳4度			8		
看護・介護付添い※	1か月以上の入院患者等の看護			7		
	1か月以上の通院等の付添い			6		
	1か月以上の自宅療養者の看護または介護			5		
採用内定者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 4月末日までの採用が内定しており、「勤務証明書」「採用予定証明書」の勤務内容が申請時に未確定な方 ⇒「勤務証明書」「採用予定証明書」に勤務日数や勤務時間等が明示されている場合は、それをもとに基準指数を割り出します。 ◆ 「求職中」で学童を利用（年度内の2か月を限度）しており、次年度申請をする方（申請には「申出書」の提出が必要です。） ⇒同申請期間に、就職が決まり勤務証明書を提出した場合は、基準指数を新たに算出します。2か月を過ぎても求職中の場合は、利用要件を満たさないため退所及び次年度の申請は無効となります。 			5		
その他	出産	労働基準法に定める産前産後の休暇期間(日数) (出産後の育児休業期間は含みません。育児休業期間は利用要件がなくなり退所となります。)		特例		
	災害等	災害等による家屋の損傷や復旧のため児童を家庭で保育することができない場合		特例		

※ 午後3時から午後6時15分の時間帯に保育を必要とすると認められれば、時間にかかわらず記載されている指標となります。

調整指數（児童本人及び世帯の状況）

学年

1年生	+ 4
2年生	+ 2
3年生	+ 1
4年生以上	0

障害のある児童

特別支援学校又は特別支援学級（固定学級）に在籍している児童
又は身体障害者手帳又は愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している児童

+ 3

世帯の状況等

<p>◆ ひとり親世帯又は両親不在</p> <p>提出書類：戸籍謄本の写し（離婚調停中の場合は、事件係属証明書等）※公簿による確認に同意する場合は、提出不要です。学童保育事業利用申請書の□に☑してください。</p> <p>※ひとり親世帯…別居して生計を異にしている世帯を含みます。ただし、単身赴任による別居は含みません。</p> <p>※両親不在…児童が両親と生活を共にしておらず、親以外の保護者に養育されている状況。</p>	+ 3
<p>◆ 単身赴任</p> <p>提出書類：勤務地、赴任期間の記載がある勤務証明書</p>	+ 2
<p>◆ 通年で毎月長期出張（1か月15日以上）がある</p> <p>提出書類：直近1年間の実績表（毎月の長期出張が確認できるもの）</p>	+ 1
<p>◆ 就労等していない在宅の同居親族</p> <p>利用期間において、自立した日常生活が可能な65歳未満の祖父母がいる</p> <p>提出書類：勤務先等就労状況や健康状態等の証明書類(提出によりマイナス調整指數の対象外になります。)</p>	- 2
<p>◆ 就労等していない親族</p> <p>利用期間において、自立した日常生活が可能な65歳未満の祖父母が同一敷地内または自宅周辺にいる</p> <p>提出書類：勤務先等就労状況や健康状態等の証明書類(提出によりマイナス調整指數の対象外になります。)</p> <p>※同一敷地内…「同じ住所地」又は「同一の集合住宅内」に居住する状況。</p> <p>※自宅周辺…地図上で半径200メートルの範囲。</p>	- 1

区立小学校通学区域と希望する学童保育クラブの関係

教育委員会が定めた区立小学校の通学区域（調整区域を含む）に対応する学童保育クラブ以外を希望する児童が現在住んでいる住所の学童保育クラブ区域▶「V. 学童保育クラブ一覧」（15-17頁）参照

- 1

児童の出席状況

児童が習い事等により、保育を必要とする日に定期的な欠席や早退をする場合、以下のような調整の対象になります。
※定期的…各月4週の内、曜日に関係なく毎週1日以上を習い事等により欠席・早退する場合を指します。

欠席	週5日の保育が必要だが、習い事等で週3日の出席 又は 週6日の保育が必要だが、習い事等で週4日の出席	-2
	週4日の保育が必要だが、習い事等で週3日の出席 又は 週5日の保育が必要だが、習い事等で週4日の出席 又は 週6日の保育が必要だが、習い事等で週5日の出席	-1
早退	定期的な習い事等で午後4時まで（午後4時を含む）に早帰りすることが週1回以上ある ※1週間の合計を加算しますので、週の中で、2日ある場合は、 $-0.5 \times 2 = -1$ ポイントとなります。	-0.5

- ・在籍児童は、前年度（令和7年度）の利用実績（出席状況）を確認します。
- ・新規利用児童は、令和8年度の利用予定（「学童保育事業利用申請書」裏面）を確認します。
- ※ 学童保育クラブの開設時間は、学校登校日において午後3時から6時15分の時間帯をいうため、午後3時前（3時を含まない）の早退は、欠席扱いとなります。
- ※ 目黒区立小学校の夏休み期間の出欠は「児童の出席状況」及び「出席率」に含みません。

利用基準指数が同ポイントの場合の判定方法

利用基準指数（＝基準指数+調整指数）が同じポイントとなった場合は、以下の判定要件によって利用児童の順位を決定します。

判定順位	要件
1	希望学童保育クラブが、居住する学校区域の学童保育クラブである児童
2	両親不在家庭・ひとり親家庭に属する児童
3	低学年の児童
4	保護者の就労日における出席率が高い児童（学童保育クラブ在籍児童のみ）※
5	複数の保護者等の利用基準指数を加算し、算出されたポイントが高い児童
6	適用された保護者等の基準指数（調整指数を加えない指数）が高い児童
7	複数の保護者等の基準指数（調整指数を加えない指数）の合計が高い児童
8	同居の親族がいない児童
9	在宅の親族が同一敷地内にいない児童
10	低年齢の弟妹がいる児童 (弟妹の有無で順位が決まらない場合は、以下の順で判定します) ①就学前の弟妹の人数が多い児童 ②小学生以下の兄弟姉妹の人数の多い児童 ③弟妹のうち、一番年下の児童の年齢

*上記でも順位に差が出ず判定ができない場合は、抽選で決定します。

※例年の出席率算出方法

保護者等の就労日が週3日、その児童が週3日の出席であれば出席率（令和7年度利用実績）は100%です。

学童保育クラブ一覧 (48施設)

名 称	区立小学校域	学童保育クラブ区域	受入上限数	住所	電話番号	運営
駒場小学校内 学童保育クラブ※①	駒場 小学校	駒場1丁目・駒場2丁目 駒場3丁目・駒場4丁目 大橋2丁目(17~21番) 調整区域: 大橋2丁目1番~2番、5~10番	40	駒場3-11-13 駒場小学校内	3467-2801	公設民営
愛隣会 学童保育クラブ			70	大橋2-19-1	3465-9336	民設民営
東山小学校内 学童保育クラブ	東山 小学校	東山1丁目(1~2番、10~15番、 22~25番、30~35番) 東山2丁目・東山3丁目 大橋2丁目(24番) 上目黒5丁目(1~4番、13~17番、 20~25番、31~33番)	50	東山2-24-25 東山小学校内	5722-1001	公設民営
東山児童館 学童保育クラブ			70	東山3-24-2 東山児童館併設	3791-4614	
東山児童館第二 学童保育クラブ			70		5721-3370	
東山児童館第三 学童保育クラブ			60		3711-8621	
菅刈小学校内 学童保育クラブ※①	菅刈 小学校	青葉台1丁目(1~21番、24~2番) 青葉台2丁目・青葉台3丁目・青葉台4丁目 大橋1丁目・大橋2丁目(1~16番、 22~23番) 上目黒1丁目(1番、6~15番) 調整区域: 大橋2丁目24番	30	青葉台3-3-26 菅刈小学校内	3461-6151	公設民営
菅刈学童保育クラブ			62	青葉台2-10-18 菅刈住区センター併設	3461-7275	
烏森住区センター 児童館学童保育 クラブ	烏森 小学校	青葉台1丁目(22~23番、30番) 東山1丁目(3番~9番、16~21番、 26~29番) 上目黒1丁目(16~22番) 上目黒2丁目(46~49番) 上目黒3丁目(1~3番、6~44番) 上目黒5丁目(5~12番、18~19番、 26~30番)	60	上目黒3-37-24 烏森小学校内	3719-3942	公設民営
烏森住区センター 児童館第二学童保育 クラブ			30	上目黒5-18-9	3760-2781	
中目黒小学校内 学童保育クラブ※①	中目黒 小学校	上目黒1丁目(2~5番、23~26番) 上目黒2丁目(1~45番) 上目黒3丁目(4~5番) 中目黒1丁目・中目黒2丁目・中目黒3丁目 中目黒4丁目(1~6番、11~16番) 中目黒5丁目(1~7番、22~23番)	50	中目黒3-13-32 中目黒小学校内	3760-1225	公設民営
中目黒住区センター 児童館学童保育 クラブ ※1※4			110	中目黒2-10-13 中目黒スクエア併設	5722-8301	公設公営
不動児童館 学童保育クラブ※1	不動 小学校	下目黒4丁目・下目黒5丁目・下目黒6丁目 目黒本町1丁目	165	下目黒6-11-35 不動小学校内	3714-4177	公設民営
下目黒小学校内 学童保育クラブ※①	下目黒 小学校	目黒2丁目(4~12番) 目黒3丁目(4~21番) 下目黒1丁目・下目黒2丁目・下目黒3丁目	40	目黒2-7-9 下目黒小学校内	3491-1050	公設民営
目黒区民センター 児童館学童保育クラ ブ※1			104	目黒2-4-36 区民センター児童館併設	3711-1136	公設公営

名 称	区立小学校域	学童保育クラブ区域	受入上限数	住所	電話番号	運営
田道小学校内 学童保育クラブ	田道 小学校	中目黒4丁目(7~10番) 三田1丁目・三田2丁目 目黒1丁目 目黒2丁目(1~3番、13~15番) 目黒3丁目(1~3番) 調整区域：中目黒2丁目2番	84	目黒1-15-28 田道小学校内	3711-8603	公設 民営
三田学童保育クラブ			15	三田2-10-33 田道住区センター三田分室内	3792-6221	
油面小学校内 学童保育クラブ	油面 小学校	目黒4丁目 中町1丁目・中町2丁目(1~44番) 中目黒5丁目(8~21番)	70	中町1-5-4 油面小学校内	3710-8360	公設 民営
油面住区センター 児童館学童保育クラブ			60	中町1-6-23 油面住区センター児童館併設	3713-1636	
上目黒小学校内 学童保育クラブ※①	上目黒 小学校	上目黒4丁目 中目黒5丁目(24番~28番) 五本木1丁目 祐天寺1丁目・祐天寺2丁目	40	五本木1-12-13 上目黒小学校内	3710-7501	公設 民営
上目黒住区センター 児童館学童保育クラブ			70	祐天寺2-6-6 上目黒住区センター児童館併設	3793-1104	
五本木小学校内 学童保育クラブ※①	五本木 小学校	中町2丁目(45~50番) 五本木2丁目・五本木3丁目 中央町2丁目	40	五本木2-24-3 五本木小学校内	3792-0335	公設 民営
五本木住区センター 児童館学童保育クラブ			60	中央町2-17-2 五本木住区センター児童館併設	3792-9144	
鷹番小学校内 学童保育クラブ※①	鷹番 小学校	中央町1丁目 碑文谷6丁目 鷹番1丁目 鷹番2丁目 鷹番3丁目	40	中央町1-20-26 鷹番小学校内	3710-7781	公設 民営
鷹番学童保育クラブ			70	碑文谷6-2-23	5721-3390	
中央町児童館 学童保育クラブ		調整区域：碑文谷5丁目	60	中央町2-32-5 中央町児童館併設	3714-6302	
月光原小学校内 学童保育クラブ※①	月光原 小学校	目黒本町2丁目(1~16番) 目黒本町3丁目(1番、8~20番) 目黒本町4丁目 目黒本町5丁目(16~17番、31~33番) 目黒本町6丁目(1~2番、12番)	30	目黒本町4-15-3 月光原小学校内	3712-8935	公設 民営
目黒本町 学童保育クラブ			64	目黒本町2-1-20 南部地区センター併設	3792-6328	
向原小学校内 学童保育クラブ	向原 小学校	目黒本町3丁目(2~7番) 目黒本町5丁目(1~15番、18~30番) 目黒本町6丁目(3~11番、13~17番) 原町1丁目	40	目黒本町6-7-15 向原小学校内	5722-2480	公設 民営
向原住区センター 児童館学童保育クラブ ※3			60	目黒本町5-22-11 向原住区センター児童館併設	3794-5842	
原町小学校内 学童保育クラブ	原町 小学校	原町2丁目 洗足1丁目・洗足2丁目 南1丁目	65	原町2-18-12 原町小学校内	3712-0281	公設 民営
原町住区センター 児童館学童保育クラブ			60	南1-8-9 原町住区センター児童館併設	3725-2070	
碑小学校内 学童保育クラブ※①	碑 小学校	目黒本町2丁目(17~28番) 目黒本町6丁目(18~24番) 碑文谷1丁目・碑文谷2丁目	70	碑文谷1-18-2 碑小学校内	3792-6200	公設 民営
碑住区センター児童館 学童保育クラブ※1		調整区域：目黒本町4丁目19番	120	碑文谷2-16-6 碑住区センター児童館併設	3711-3531	
南学童保育クラブ	大岡山 小学校	南2丁目・南3丁目 碑文谷3丁目・碑文谷4丁目 平町1丁目・平町2丁目	45	南2-8-10	5729-3905	民設 民営
平町児童館 学童保育クラブ		(1~14番、17~18番) 大岡山1丁目(1~28番、32番)	70	平町1-5-3 平町児童館併設	3723-3751	公設 民営
大岡山学童保育クラブ		調整区域：柿の木坂1丁目 (4~7番) 碑文谷5丁目	50	平町2-4-10 平町老人憩いの家併設	3723-8679	

名 称	区立小学校域	学童保育クラブ区域	受入上限数	住所	電話番号	運営
中根小学校内 学童保育クラブ※1	中根小学校	平町2丁目(15番～16番、19～23番) 大岡山1丁目 (29～31番、33～37番) 大岡山2丁目 緑が丘1丁目・緑が丘3丁目 中根2丁目	100	緑が丘1-1-1 中根小学校内	3724-9430	公設民営
緑が丘児童館 学童保育クラブ※2	緑ヶ丘小学校	緑が丘2丁目 自由が丘1丁目 (1～19番、24～31番) 自由が丘2丁目 (8～19番) 自由が丘3丁目 (5～12番)	64	緑が丘2-7-20 緑が丘児童館併設	3718-1183	公設民営
八雲小学校内 学童保育クラブ※①	八雲小学校	中根1丁目 (1～22番) 柿の木坂1丁目 (1～3番、8～33番) 八雲1丁目・八雲2丁目 調整区域：柿の木坂1丁目4～7番	50	八雲2-5-1 八雲小学校内	3718-2021	公設民営
八雲住区センター 児童館学童保育クラブ			60	八雲1-10-5 八雲住区センター児童館併設	3725-9454	公設公営
宮前小学校内 学童保育クラブ	宮前小学校	自由が丘1丁目(20～23番) 自由が丘2丁目 (1～7番、20～23番) 自由が丘3丁目(1～4番、13～18番) 中根1丁目 (23～25番) 八雲3丁目	80	八雲3-13-21 宮前小学校内	3723-5010	公設民営
東が丘 学童保育クラブ	東根小学校	柿の木坂2丁目・柿の木坂3丁目 八雲4丁目、八雲5丁目 東が丘1丁目・東が丘2丁目	46	東が丘1-1-1 東が丘保育園併設	3422-6902	民設民営
東根学童保育クラブ			76	東が丘1-20-1 東根小学校内	5486-8300	公設民営
東根住区センター 学童保育クラブ			40	東が丘1-7-14 東根住区センター児童館併設	3487-8050	
そらのした 学童保育クラブ	—	学童保育クラブ区域はありません。	40	五本木2-20-20 しいのき保育園併設	070-7797-6045	私立
こどもの森児童館 学童保育クラブ	—		40	目黒本町1-16-17 こどもの森児童館併設	6303-2040	私立
祐天寺 学童保育クラブ		油面小、中目黒小、上目黒小学校区域が優先	19	中目黒5-24-47 祐天寺付属幼稚園内	3712-1050	私立

※① タイムシェアでの保育運営の学童保育クラブ。当該小学校の在籍児童のみ対象

※ 1 2クラス運営を実施。クラス分けは各学童保育クラブまで問合せください。

※ 2 令和8年度から運営委託を実施予定。

※ 3 令和9年度から運営委託を実施予定。また、同年度10月以降に向原小学校に移転し、小学校内学童と統合予定。

※ 4 中目黒住区センター学童保育クラブ R8.3.31まで 連絡先①070-7797-6032 ②070-7797-6033

実施場所「めぐろ学校サポートセンター」中目黒3-6-10

区立小学校通学区域と希望する学童保育の関係

小学校域以外に在住の児童は、調整指數を1点減点し、小学校域内にお住まいの児童と同時に審査・決定します。

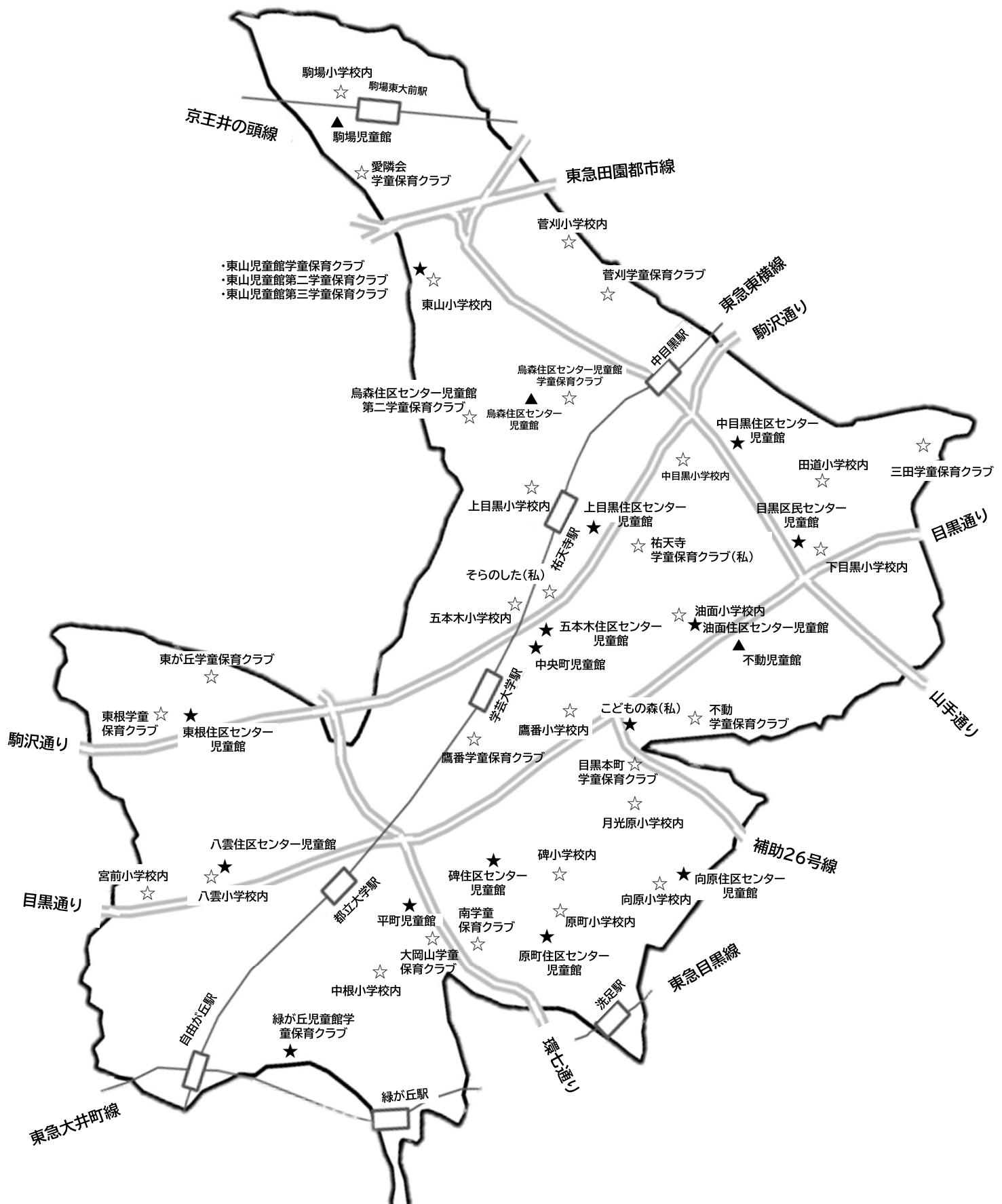
「タイムシェア」の学童保育クラブ※①

駒場小・菅刈小・中目黒小・下目黒小・上目黒小・五本木小・鷺番小・月光原小・碑小・八雲小学校内の学童保育クラブは、当該小学校の在籍児童のみ対象です。

上記10か所の小学校で放課後等の時間帯に特別活動室等を、育成室として一時的に利用（タイムシェア）しているため、他の区立小学校や私立小学校等の1日保育の需要等の（開校記念日や入試期間などイレギュラーな休校等）対応ができません。

児童館・学童保育クラブマップ

凡例（マーク）	
▲ (3)	単独児童館
★ (17)	児童館併設学童保育クラブ
☆ (31)	単独学童保育クラブ



保育時間の延長を希望する場合は、「学童保育クラブ延長保育時間利用申請書」を希望月の前月末までにご提出ください。

延長保育時間

保育日		延長保育時間	保育時間	延長保育時間
学校登校日	平日		下校時～18：15	18：15～19：00
	土曜日		下校時～18：00	18：00～19：00
学校休業日	平日	8：00～8：15	8：15～18：15	18：15～19：00
	土曜日	8：00～8：30	8：30～18：00	18：00～19：00

申請方法（利用開始、停止）・利用方法

- 希望する月の前月末までに申請がないと利用開始・停止はできません。
- 利用する具体的な日時は、入所する学童保育クラブにお申し出ください。
- 夕方の延長保育による児童の帰宅の際は、必ず保護者（中学生以上）等のお迎えが必要です。
- 延長保育のみの利用はできません。

項目	内容
申請期日	開始、停止を希望する月の前月末日まで
提出書類	学童保育クラブ延長保育時間利用申請書※目黒区公式ウェブサイトからダウンロード可能
提出先	在籍の学童保育クラブ又は放課後子ども対策課児童館係
利用開始の連絡	通知を自宅へ郵送します。

延長保育料

- 延長保育料は、学童保育料と合算して原則口座振替によりお支払いいただきます。
- 保育料及び延長保育料は利用日数に関わらず、月額の保育料がかかります。月の途中での入退所また延長利用をしなくなった場合でも日割計算は行いません。
- 学童保育料の軽減、減額又は免除が適用されている世帯は、延長保育料にも適用されます。

区分	延長保育料	要件
通常	1,000円	負担軽減、減額又は免除に該当しない全ての方
負担軽減	500円	・子どもが2人以上学童保育クラブに在籍している場合の2人目以降の児童 ・弟や妹が保育所等に在籍している場合
減額		・就学援助受給世帯 ・区市町村民税所得割税額が1万円以下の世帯
免除	0円	・生活保護受給世帯 ・区市町村民税非課税世帯 ・区市町村民税均等割のみの課税世帯 ・扶養内の3人以上の子どもを扶養している世帯の第3子以降の児童

負担軽減・減額・免除の申請方法▶「VII.負担軽減、減額又は免除」(20頁)参照

負担軽減、減額又は免除

要件に該当する世帯は、**申請により学童保育料の減額・免除を受けることができます。**ご希望の場合は、申請に必要な書類をご提出ください。申請書類は、目黒区公式ウェブサイトからもダウンロードが可能です。適用結果は、後日通知にてお知らせいたします。

要件・提出書類等

項目	保育料 (延長)	要 件	申請に必要な添付書類	減額・免除の 該当期間
通常	8,000円 (9,000円)	負担軽減、減額又は免除に該当しない全ての方	申請不要	4月分から 翌年3月分
負担軽減	4,000円 (4,500円)	①弟や妹が保育所等に在籍している ②子どもが2人以上学童に在籍している →2人目以降のお子様の保育料が減額されます	①目黒区の認可保育所等に在籍し「学童保育事業利用申請書」裏面の同意欄に署名がある →申請は必要ありません ②認可外保育所等に在籍、区外の保育所等に在籍、又は幼稚園等で預かり保育を利用している場合 →「在籍証明書」 ③申請は必要ありません	①② 令和8年4月分から 令和9年3月分まで
減額	4,000円 (4,500円)	③令和7年度区市町村民税の所得割額が世帯全員の合計で1万円以下の世帯 ④令和8年度就学援助費を受給する世帯	◆ 目黒区在住の場合は添付不要 ◆ 目黒区以外の場合 ③区市町村が発行する 令和7年度の課税証明書 ④ 就学援助費の受給状況がわかる書類	毎年度申請が必要 ③⑥⑦ 申請月から 令和8年6月分まで ※令和8年7月に再度申請が必要です
免除	0円	⑤生活保護費を受給している世帯 ⑥令和7年度区市町村民税が非課税の世帯 ⑦令和7年度区市町村民税が均等割のみ課税されている世帯 ⑧扶養している子どもが3人以上いる世帯で、学童利用児童が第3子以降	◆ 目黒区在住の場合は添付不要 ◆ 目黒区以外の場合 ⑤ 生活保護費の受給状況がわかる書類 ⑥区市町村が発行する 令和7年度の非課税証明書 ⑦区市町村が発行する 令和7年度の課税証明書 ⑧区市町村が発行する 住民票の写し	④⑤ 申請月から 令和9年3月分まで ⑧ 令和8年4月分から 令和9年3月分まで

※日本で課税されていない方（海外収入のある方や大使館職員等を含む）は、給与明細書等の収入証明書をご提出ください。収入の証明ができない方は、収入申告書をご提出ください。

減額・免除の開始月

- 申請された日の属する月以降の学童保育料が減額又は免除されます。年度ごとの手続きが必要です。手続きが遅れた場合、遡って学童保育料の減額・免除とはなりませんのでご注意ください。
- 税に関する減額・免除③⑥⑦について、4月に申請した場合、適用されるのは申請月4月分から令和8年6月分までです。令和8年7月分以降は、再度「学童保育料減額・免除申請書」の提出が必要です。

減額・免除の要件が変更・消滅した場合

お子様が学童保育クラブ在籍中に学童保育料の減額・免除の要件に変更があった場合は、速やかに放課後子ども対策課児童館係へご連絡ください。

申請

利用申請書の提出・申請内容

Q1.	申請書類に不足や記載内容に一部未記載がある状態でも、申請できますか。
A.	申請書に必要事項を全て記載の上、書類が全て揃った時点で申請を受け付けます。ご提出後、申請書類が不足している場合は、一旦全ての書類をお返しし、揃った段階で再度提出していただきます。
Q2.	4月1日から利用したい場合、申請時期が早いほうが有利ですか。
A.	一次申請受付期間中の申請が、最も優先度が高くなります。 同じ申請受付期間中であれば、日付による優先順位はありません。 一次申請の利用決定人数が学童の受入人数（上限数）を下回った場合に、二次申請受付期間以降の申請を順次審査、利用決定します。▶「III.学童保育クラブ利用手続き」（8～11頁）参照
Q3.	現在、学童保育クラブに在籍しています。次年度も利用したい場合は、改めて申請が必要ですか。
A.	必要です。 学童保育クラブの利用承認は年度単位なので、利用を希望する場合は、毎年度申請する必要があります。なお、現在、学童保育クラブに在籍していても、次年度以降必ず利用できるものではありません。

利用申請書の内容

Q4.	きょうだいで申請する場合、申請に必要な書類は全て人数分必要ですか。 また、きょうだいで同じ学童保育クラブに入所できますか。
A.	申請に必要な書類は、すべて児童1人につき1部必要です。 きょうだいで申請する場合、勤務証明書等の保護者などの状況により提出する添付書類（勤務証明書等）は、原本は1部、2人目以降の児童分はコピーで結構です。なお、きょうだいで同じ学童保育クラブに入所できない場合があります。
Q5.	「学童保育事業利用申請書」の利用を希望する学童保育クラブ欄の、第2希望の学童保育クラブは記入した方がよいですか。
A.	第1希望の学童保育クラブの利用ができなかった際に、「第2希望の学童保育クラブの利用を希望」する場合は、記入してください。記入がある場合、第2希望の学童保育クラブの入所についても利用基準に基づき審査します。審査の結果、 第2希望の学童保育クラブの利用が決定した場合は、第1希望の学童保育クラブを待機することはできません。 ▶「利用の審査・決定・通知（一次～三次）」（11頁）参照
Q6.	児童の出席状況について、平日5日の利用で、土曜日は繁忙期の不定期利用を希望している場合、どのように記入すればいいですか。
A.	出席状況には、平日5日の利用予定をご記入ください。土曜日については、お仕事が入って保育が必要になった際に、連絡帳等ご利用の学童保育クラブにご連絡ください。
Q7.	同居家族に障害のある65歳未満の祖父母がいるため、申出書にその旨を書くだけでいいですか。
A.	障害者手帳や保育ができない状況を証明できる書類のコピーを添付してください。
Q8.	新学期から目黒区へ転居予定の場合、転居先の住所で申請は可能ですか。
A.	申請時点で目黒区の転居先住所が確定している場合、転居先の住所で申請が可能です。 「申出書」に状況を記入し、転居先の住所がわかる証明書（賃貸契約書等）と併せてご提出ください。目黒区内転居で新住所が未確定の場合、申請時点の住所での申請となります。現在の住所に対応する学童とご希望の学童が異なる場合、区域の優先にはならない可能性があります。
Q9.	新学期から転居予定の場合、申請書の住所の書き方はどうすればよいですか。
A.	申請書の住所欄には転居先の住所を記載し、備考欄に現住所と転居予定日をご記入ください。

利用申請提出後の内容変更

Q10.	学童を申請した後、下の子の保育園が決まらずに申請を取り下げた場合、次年度の申請に影響はありますか。
A.	次年度の申請に影響はありません。取り下げる場合、速やかに放課後子ども対策課児童館係にご連絡ください。
Q11.	申請した学童保育クラブを変更することはできますか。
A.	申請した希望学童保育クラブの変更はできません。申請を取り下げて、再度申請してください。 (例：再度申請を受け付けた日が二次申請期間中であれば、二次申請扱いになります。)

利用要件等

Q12.	現在、求職中です。申請することはできますか。
A.	利用要件がないため、申請できません。 ただし、現在、「求職中」として学童保育クラブを利用（年度内の2か月を限度）していて、次年度の利用申請期間と重なった場合は、申出書を提出して申請することができます。なお、2か月を過ぎても「求職中」の場合は、退所及び次年度の利用申請は無効となります。
Q13.	働いているが、就労日数等が学童の要件に満たないため、学童保育クラブの利用申請ができない。入学初めなどで保護者よりも児童の帰宅時間が早い日などはどうすれば良いですか。
A.	放課後の居場所として、ランランひろばや児童館のランドセル来館があります。詳細は目黒区公式ウェブサイトよりご確認いただき、お問い合わせください。
Q14.	インターナショナルスクールに通っていて、区立の小学校の年齢基準に合わせた学年と、インターナショナルスクールでの学年が異なる場合、どちらの学年で入れますか？
A.	区立の小学校の年齢基準に合わせた学年です。 区立小学校の基準に換算した場合、年齢が未就学児または受け入れの最高学年を超える場合は、学童保育クラブの利用はできません。
Q15.	タイムシェアの小学校内の学童は、他校の児童でも申し込みができますか。
A.	他校の児童は申し込みできません。 タイムシェアの学童保育クラブは、小学校で放課後等の時間帯に特別活動室等を、育成室として一時的に利用（タイムシェア）しているため、他の区立小学校や私立国立等の1日保育の需要等の（開校記念日や学校公開振替、入試期間など休校）対応ができないため、当該小学校の在籍児童に限定しています。 対象の学童保育クラブ▶「V学童保育クラブ一覧」（15～17頁）参照

勤務証明書

Q16.	勤務証明書は、誰が記載するのですか。
A.	雇用主に記載を依頼してください。自営業の場合は、自書してください。 なお、自営業等で、勤務証明書の代表者氏名が保護者（または祖父母などの親族）名の場合、確定申告・源泉徴収票の写し等の提出が必要です。
Q17.	通勤時間は自己申請ですか。
A.	勤務証明書に項目があります。勤務先で証明を受けてください。 通勤時間は、勤務地から自宅までの片道の所要時間であり、保育園のお迎え時間等を含みません。また、通勤経路などを勤務先に確認する場合があります。
Q18.	勤務証明書は、保育課に提出する物のコピーでもいいですか。
A.	原則学童保育クラブ申請用の所定様式のご提出をお願いしていますが、申請様式の記載内容が満たされていれば、その他の様式（保育園申請用のコピー、勤務先の様式等）でも申請が可能です。ただし、追加の確認をする場合がありますのでご了承ください。
Q19.	単身赴任の場合、勤務証明書は必要ですか。
A.	国内外問わず必要です。勤務証明書の単身赴任の欄にて、赴任期間・赴任先の証明を受けてください。
Q20.	複数の仕事をしている場合や、就労及び就学している場合の勤務証明書はどうすればいいですか。
A.	複数の仕事をしている場合は、複数の勤務証明書を提出してください。 就労及び就学している場合は、勤務証明書、在学期間が記載された在学証明書及び時間割を提出してください。
Q21.	短時間勤務取得制度を利用している場合、勤務証明書はどのように記載すればいいですか。
A.	勤務証明書の「勤務時間」の欄に、労働契約上の正規の時間を記入し、「育児等による勤務時間短縮等の場合」の欄に短時間勤務時間と取得期間を記入してください。

Q22.	勤務証明書に書いていない残業がある場合はどうしたらいいですか。
A .	勤務証明書に含まれない残業時間は加味することができません。
Q23.	就労している祖父母と同居しています。祖父母の勤務証明書は必要ですか。
A .	必要です。提出がない場合、調整指数のマイナスの対象になります。ただし、祖父母の年齢が65歳以上（令和8年度中に65歳以上になる方も含みます）の場合は不要です。
Q24.	「不規則勤務」とはなんですか。
A .	勤務日によって勤務時間や勤務場所等が異なる場合の勤務形態です。 不規則勤務に該当する場合は、申請書に直近4週間の勤務実績表（シフト表、ローテーション表等）を添付してください。勤務実績表等は、勤務時間が分かるようにしてください。
Q25.	不規則勤務だが、会社でシフト表が出ない場合はどうすればいいですか。
A .	直近4週間の実績を自書してください。巻末の必要書類の中に様式がございます。

■ 基準指數・調整指數

Q26.	1年生は学年ポイントの+4点の加点があるので、ほとんど入れると考えていいですか。
A .	利用基準指數は、学年ポイントだけではなく、基準指數・調整指數のポイントの合計で決定するため、一概には判断ができません。
Q27.	学童に在籍していて、習い事などで学童を定期的に休んだり早退したりする場合、調整指數が減点（マイナス）されますか。
A .	申請時に在籍している場合は、前年度の利用実績を含んだ調整指數を行います。出席状況を確認のうえ、定期的な欠席、早退の場合は調整対象になります。 前年度の実績と申請する児童の利用予定が異なる場合は、学童から確認をさせて頂く場合があります。
Q28.	週2日習い事をしている場合、学童保育クラブを利用できますか。
A .	習い事等で欠席がある場合でも、「日曜日を除く週3日（又は4週で12日以上）」の利用要件を満たしていれば利用できます。ただし、定期的な欠席・早退があると、出席状況の調整指數に反映される場合があります。

入所後

■ 学童での生活

Q29.	学童保育クラブに持ち込んではいけないものがありますか。
A .	基本的に、小学校に持つて行ってはいけないものは学童保育クラブにも持ち込めません。
Q30.	学校休業日（一日保育）のお昼ご飯は、どうすればよいですか。
A .	お弁当を持参してください。長期休暇中は、昼食支援サービスでお弁当を注文できます。 状況に応じて水筒の持参をお願いすることあります。
Q31.	学童保育クラブへのお迎えについて教えてください。
A .	学童保育クラブへの通所及び自宅への帰宅は、児童の自力通所及び帰宅が原則です。 お迎えを希望する場合は、各学童保育クラブにご相談ください。 なお、延長保育を利用する場合は、必ず保護者等のお迎えが必要です。 ※そらのした学童保育クラブは、全ての降所時間において、お迎えが必要です（一日保育時は通所も付き添いが必要です）。
Q32.	延長保育は誰でも利用できますか。
A .	延長保育の利用申請をすることで、誰でも利用できます。利用する前月末までに申請をしてください。
Q33.	インフルエンザやコロナ等で学級閉鎖の場合、学童保育クラブを利用できますか。
A .	利用できません。 感染症の症状が無くても、「うつらない、うつさない」という学級閉鎖の趣旨をご理解ください。

■ 転所・辞退・育児休業

Q34.	第2希望の学童保育クラブに入所した場合、年度途中に第1希望の学童保育クラブに転所できますか。
A .	第1希望の学童保育クラブに空きがある場合は、転所することができます。 なお、第1希望の学童保育クラブを待機している方がいる場合、待機している方が優先となります。 ※学童保育クラブを利用しながら、他の学童保育クラブの待機はできません。
Q35.	利用承認通知書をもらったが、利用を辞退したい。どうすればよいですか。
A .	辞退届の提出が必要です。速やかに放課後子ども対策課児童館係にご連絡ください。
Q36.	育児休業終了後に学童保育クラブを利用する場合の申請時期を教えてください。
A .	育児休業に伴う復職は、原則、復職日の2週間前からの申請受付となります。 ただし、4月1日から5月1日付け復職のみ、一次申請から申請が可能です。
Q37.	現在、学童保育クラブを利用しています。育児休業を取得する予定があるのですが、いつまで利用することができますか。
A .	育児休業を取得する日の前日までです。学童保育クラブにご連絡いただき、辞退届を提出してください。

■ その他

Q38.	学童保育クラブを見学することはできますか。
A .	できます。見学を希望する学童保育クラブに直接連絡し、日程調整の上、見学してください。 ただし、開設前の施設の見学はできませんのでご了承ください。
Q39.	入所後に申請内容に変更があった場合どうすればよいですか。
A .	「変更届」及び必要に応じて「変更内容を証明する書類」を提出してください。 変更届は、目黒区公式ウェブサイトからダウンロードの上、学童保育クラブ宛てに提出してください。